

⑥ 空き地などの雑草について多くの苦情が寄せられています

市では「笠間市すみよい環境条例」により、空地の適正管理を定めており、雑草などの繁茂により害虫発生、火災の原因、防犯上の支障となるなど不良状態と判断された場合は除草等の指導ができることになっています。

空き地に限らず、土地の所有者または管理者の方は、近隣に迷惑をかけることのないよう、適正な土地の管理をお願いします。

なお、市では「空家・空地バンク制度」を設けています。ぜひ、ご利用ください。

問 環境保全課（内線 128）、笠間支所地域課（内線 72115）、岩間支所地域課（内線 73115）

空家・空地バンク制度：まちづくり推進課 空家政策推進室（内線 534）

⑦ 墓地の管理者は必ず手続きが必要です

市には霊園墓地、寺院墓地、共同墓地、個人墓地があり、それぞれの管理者または所有者が管理を行っています。しかしながら特に共同墓地においては、管理者等が変更されている場合や不明な墓地が増えている状況です。

多様化する終活や死後の身の振り方がある中で、管理されていない墓地の場合、改葬等をする際に手続きができなくなってしまうことです。

今一度、ご自身や身内の方が承継する墳墓のある墓地について、お墓に入る際に困ることがないように、改めて確認をお願いします。

- ・墓地：墳墓を設けるために許可を受けた区域
- ・墳墓：遺体を埋葬し、または焼骨を埋蔵する施設
- ・改葬：埋葬した遺体を他の墳墓に移す、または埋蔵する、もしくは収蔵した焼骨を、他の墳墓または納骨堂に移すこと

問 環境保全課（内線 125）

⑧ 野焼きは禁止されています

野焼きとは、ごみを野外で燃やす行為のことで、法律で禁止されています。「近所で物を燃やしていて、洗濯物が干せない」など多くの苦情が寄せられています。少量であっても、ごみは集積所に出すなど適正に処分しましょう。

また、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却や、たき火程度の軽微な焼却については例外とされていますが、周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、次のことに配慮していただくようお願いします。

- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる
- ・風向きや強さ、時間帯を考慮する
- ・近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る



問 環境保全課（内線 125）、笠間支所地域課（内線 72115）、岩間支所地域課（内線 73115）